

⑦特定災害復旧等海岸工事（荒浜漁港海岸・磯浜漁港海岸）

受賞機関 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課

全建賞審査委員会の評価ポイント

被害を受けた荒浜・磯浜漁港海岸で、国が代行して津波に対して粘り強い構造の海岸堤防を復旧した事業。現場組織を持たない中で、円滑に工事を進めるため、地域住民や関係行政機関との緊密な連携を図りつつ、発注者支援業務の全面的な活用による監督業務の効率化等に取り組み、平成26年度中の早期完成を実現したことを評価。

1. はじめに

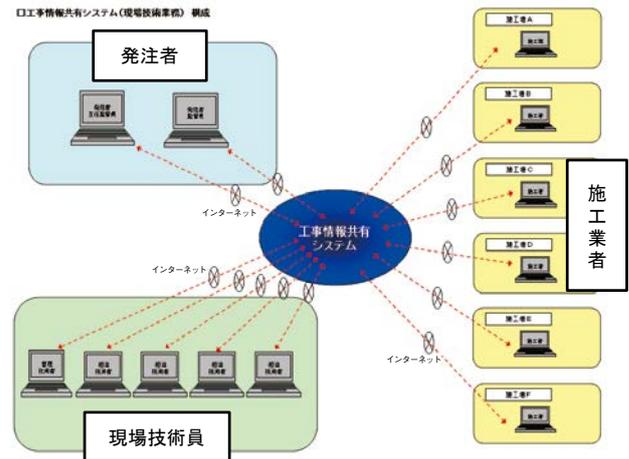
東日本大震災により被災した自治体から、国や県による災害復旧事業の施工が要望され、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年4月29日法律第33号）」の創設された。これを受け、壊滅的な被害を受けた仙台湾の荒浜漁港海岸（宮城県管理）と磯浜漁港海岸（山元町管理）の防潮堤の復旧事業が各自治体から要望され、水産庁において代行工事として実施することとなった。

2. 事業の概要

防潮堤の復旧においては、耐津波工法として導入が求められていた粘り強い構造（①津波が天端を越流した場合であっても、施設が倒壊するまでの時間を少しでも長くする。②施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らす）を先導的に採用している。工事の施工においては、現場技術業務を外注するとともに、電子決済機能を有する工事情報共有システムを導入するなど、連絡調整方法をシステム化し、また作業内容及び担当を明確化することで、現場組織の存在しない水産庁が現場事務所を設置せず実施することとした。効率的な施工管理方式や様々な工夫を取り込んで平成26年度に工事を完成させた。

3. 事業の成果

突発的な地元住民からの要望や苦情など、現地に赴かなければならない特殊な案件を除き、品質検査や材料検査の報告など日常的な工事事務をはじめ、現場条件の相違による設計変更への対処についても、施工業者が現地計測し資料を作成、現場技術員が現地確認、修正設計を行った。写真や現地確認の資料を基に水産庁が確認し、それに対する意見や指示も含め全て工事情報共有システム上で行うことで、在京においても問題なく処理することができた。



工事情報共有システム概念

4. おわりに

今回の事業は、約2.1kmの防潮堤を10件の工事契約で行っており、比較的小規模の事業であるが、事業主体である水産庁が現場に常駐しなくとも、連絡調整方法のシステム化や作業内容及び担当の明確化などを図ることで事業実施が可能であることの実証ができた好事例であるとする。

また、本事業は目に見える安全・安心な防潮堤が復旧・復興のシンボルとして、被災した住民の再興に対する士気を高めることをも目的とすべく、山元町等関係自治体から早期の完成を求められていた。



荒浜漁港海岸の竣工状況

このため、関係者が一丸となって取組み、結果的に特定災害復旧等海岸工事でも最も早い平成26年度の完成となった。

賛助会員 (株)大本組、(一社)水産土木建設技術センター、(株)橋本店、(株)不動テトラ